

取扱区分：「公開」

平成29年第13回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成29年12月8日(金) 15時30分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成29年第13回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年12月8日（金） 午後3時30分 ～ 4時10分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第39号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第40号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第41号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画について	1件
報告第54号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	4件
報告第55号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	4件
報告第56号	非農地証明について	10件
報告第57号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件
報告第58号	農地所有適格法人報告書の提出について	1件

4 出席委員

第1番	岩田 実 君	第3番	山崎 光夫 君
第4番	徳本 勉 君	第5番	秋 貞 啓子 君
第6番	佐伯 伴章 君	第7番	高橋 恵 君
第8番	田中 榮作 君	第9番	藤井 孝 君
第10番	西田 孝美 君	第12番	原田 雅之 君
第13番	歳光 時正 君	第14番	竹安 昌巳 君
第15番	林 俊一 君	第16番	松田 孝行 君
第17番	藤原 典子 君		

第18番 笠井保雄君（職務代理者）

第19番 杉村龍男君（会長）

5 欠席委員

第2番 弘中壽君

6 関係人

農林課 主査 長谷部 洋一

7 事務局職員

局長	隅 浩 二	次 長	藤 井 豊
次長補佐	小 西 美佐江	書 記	時 重 智 一

事務局長

改めまして、皆さん、こんにちは。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は18名中17名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第2番弘中壽委員の1名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしくお願ひいたします。

開会（午後3時30分～）

議長（杉村会長）

お寒い中、ご苦労様でございます。

それでは只今より、平成29年第13回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第6番、佐伯伴章委員さん、第14番、竹安昌巳委員さんのご両名にお願ひいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第39号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願ひいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願ひいたします。議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案3件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区に所在する市街化区域内の農地の畑、1筆の304平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、遠隔地に居住で、耕作困難のため、また、譲受人は、自宅の隣地であり、譲渡人の意向に応じたとのこととす。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、いずれも適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は22.98アールで、30アールの要件を満たしておりません。しかしながら、後程、議案第41号でご説明申し上げますが、この譲受人が、利用権設定を申し出ている農地の面積が1,041平方メートルありますので、これを合計しますと、3,339平方メートル、約33アールとなり、当地区の30アールの下限面積要件を満たすこととなります。従いまして、後程の議案第41号の議決という条件を付して、この議案のご審議をいただきたく、許可日は利用権設定開始予定の平成30年1月1日となります。

第6号の転貸禁止要件ですが、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、これまでも農地として利用されており、所有権移転後も同様に野菜の栽培を継続して行うため、今回の権利移動により周辺地域への影響もなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

田中榮作委員

8番の田中です。それでは、39号1番について、調査結果を報告いたし
ます。先月27日に、譲受人と直接現地でお話をしました。今、事務局から
説明されたとおりで、周囲は、ほとんど住宅が密集してきている場所になっ
ております。20年ぐらい前から旧●●の●●地区区画整理事業で、どんど
ん田がなくなり、区画整理されております。その西の端にあたる場所で、将
来的にもそこはもう区画整理の範囲から外れておりますので、所有者である
譲渡人は、遠方におられるし、耕作するといっても大変です。それで隣接し
ている譲受人をお願いされて、所有権移転が成立したということで、別段問
題ないと思います。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

次に、2番と3番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括し
て事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

なお、この案件は●●委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等
に関する法律第31条の規定により、自己に関する事項については議事参与
の制限に該当いたします。

そのため、●●委員には、3番の審議が終わるまで、ここで退席をお願い
いたします。

【●●委員 退席】

それでは、2番と3番につきまして、一括して事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

まず、2番の申請地は、●●地区に所在する農地の畑、1筆、192平方メートル、3番の申請地は、大字●●に所在する農地の田、3筆の合計1,671平方メートルでございます。

2番の権利移動に関しましては、譲渡人である母からの贈与で、譲受人は耕作規模拡大のため野菜を収穫したい意向であり、3番の権利移動に関しましては、譲渡人は譲受人からの申し出によるとされ、譲受人については、耕作規模拡大のため畑として耕作し、野菜を収穫して、経営基盤の強化に努めたい意向であります。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できるの見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、いずれも適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は94アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、これまでどおり譲受人は、畑として

野菜を栽培するものであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番

原田雅之委員

第12番、原田です。議案第39号、2番及び3番について補足説明をいたします。

まず、2番についてですが、11月29日に、現地確認及び申請人と意思確認をいたしましたので、報告いたします。

譲渡人は、高齢で、農作業も出来ない状況で、実質は息子である譲受人が農作業をしており、農地の全てを生前に贈与することとして申請されました。

申請地は、譲受人宅より約50メートルと近く、近隣農家とも連携も取れており、今後も引き続き活用したいとのことでした。

引き続き、3番について補足説明いたします。

11月29日に、現地確認及び譲受人と意思確認、譲渡人は遠方のため、12月6日に電話にて意思確認をいたしましたので、報告いたします。

譲渡人は遠方に住んでおり、通作するのも困難で、一部畑作をしているものの申請地の半分強は、現状休耕となっており、草も生えておりました。今後も戻る予定もなく、譲受人の申し出に応じて譲渡したいとのことでした。

譲受人は、申請地を取得し、普通畑として、活用したいとのことでした。申請地は譲受人宅より1.5キロメートルと近く、耕作に便利であると同時に申請地周辺農地も広く、譲受人が耕作及び請負作業をしているので、近隣農家との連携もスムーズに行えています。譲受人の農業機械保有状況も田植機1台、トラクター2台、コンバイン2台、草刈り機6台、乾燥機5台、軽トラック3台等を保有しており、また、耕作者も譲受人夫婦が主とし、3人の息子さんが手伝うとのことでした。家族全員の協力もあり、今後も安定した

営農が見込まれ、何ら問題ないと考えられますので、ご審議の程、よろしく
お願いします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の2番及び3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

次に、議案第39号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

●●委員の議席復帰をお願いします。

【●●委員 着席】

続きまして、議案第40号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお
願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページをお願いします。

議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明い
たします。今月の農地法第5条による許可申請は、1議案2件でございます。

それでは、1番からご説明いたします。

譲受人は、●●市に居住している自営業の方です。将来的な事を考え、祖
父の実家の隣に自己用住宅を建築するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から●●約1.8キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市●●字●●913番、地目は田、地積は219平方メートルでございます。

(スクリーンに位置図、分間図、建物の平面図、建物の立面図及び写真を表示)

こちらが、位置図でございます。

こちらが、分間図でございます。

続きまして、建物の平面図でございます。

次に、建物の立面図でございます。

最後に、下側と上側から撮影しました写真を2枚付けております。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び借入審査通知書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水については公共下水道への接続です。又、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等についてですが、当申請地は、市街化調整区域であることから、平成29年11月10付で、担当課へ、開発行為施行に関する申請書が提出されていることから、開発許可

と同時施行と致します。

また、自動車の出入口に伴い、市道●●線の道路の一部を加工するため、平成29年11月16日付で、道路管理者へ道路工事等施行承認申請書が提出されております。

最後に、建ぺい率についてですが、35.92パーセントでございます。
以上で説明を終わります。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

岩田 実委員

1番の岩田です。議案第40号1番について、ご説明します。

昨日、12月7日、貸付人とは現地で、借受人とは電話にて、意志確認及び調査をいたしましたので、ご報告いたします。申請地は、山陽本線●●駅から●●へ約1キロ、●●支所から南へ約1.8キロの市道に沿った所にあります。面積は、219平方メートルで水田として耕作されておりました。

本件は、親族間の使用貸借で、借受人は、祖父の水田を使用貸借するものです。実家の隣であり、将来的なことを考え、家を建築することにしたそうです。貸付人も孫夫婦が隣に住んでくれることを望んでおられました。3世代が同じ場所に住まわれることで、喜ばしいことだと思います。

申請書、位置図、分間図、被害防除計画書、事業計画書、土地利用計画図に沿って調査しました。添付書類、現地、何ら問題ありませんでした。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、許可申請の2番について、ご説明いたします。

譲受人は、●●市に居住している会社員の方です。

太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積529.79平方メートル発電出力49.5キロワットの太陽光パネル324枚を設置するものです。

土地の有効活用として太陽光発電システムを設置し、再生可能エネルギーの普及に貢献したいことから、今回の申請になったものです。又、譲渡人は、譲受人の姉にあたることから、使用貸借の権利設定でございます。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から北に約600メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●154番1、地目は田、地積は2,436平方メートルの内1,775.96平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に、申請地の写真を2枚付けております。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により用途地域が第1種中高層住宅専用地域に存在している、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、自然流下でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第18番

笠井保雄委員

第18番の笠井です。第2番の議案について、去る11月26日、申請人と現地で、意志確認並びに調査したことを報告いたします。申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。申請地は、地目は田で、15年ぐらい前から休耕地となっていて、現状は草が刈ってある状態でした。今回は、貸付人が実のお姉さんで、借受人の弟さんとの使用貸借ということで、元々この農地は、二人の両親が耕作されていたとことで、お母さんも二年前に亡くなられたそうで、この農地は借受人の弟さんが、年3回草刈りをして、ずっと農地管理をしていたとことです。貸付人は遠隔地に住んでいることと高齢のため、耕作することができないとことで、借受人の弟さんも会社員のため、農業に従事することが難しく、後継者もないため、今後の土地の有効利用を考え、太陽光発電システムを設置し、安定した収入確保と再生可能エネルギーの普及に貢献したいとことです。申請地は当事業の必要な面積、日照条件、電力会社との接続に関する条件が

満たされていて、また、近隣の住居に対しての影響はないと思われるため、選んだとのことでした。被害防除計画書に沿って調査しましたが、問題なく、周辺農地に与える影響もなく、事業計画書、資金計画書、土地利用計画図も添付され、何ら問題ないと思います。なお、借受人は住所が●●市となっていますが、現在は申請地の向い側の実家に住んでいて、今後も、草刈等の管理も十分するとのことでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成29年12月8日 提出 周南市農業委員会 会長 杉村 龍男

別添の別紙1「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長（杉村会長）

それでは、この議案につきましては、農林課の長谷部主査さんが来ておられますので、ご説明を受け、その後、農業委員会の決定を行いたいと考えて

おりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、長谷部主査さん、よろしくお願いいたします。

農林課

長谷部主査

それでは、議案第41号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は10月までに受け付けをいたしました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、1月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、菊川地区におきまして、1件、1筆、地積1,041平方メートルの案件でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

はい、松田委員、どうぞ。

第16番

松田孝行委員

これは、余り規模が大きくありませんし、利用権の設定期間も3年と短いのですが、新規就農の方になりますか。

農林課

長谷部主査

今回から新たに農業をされる方ではございません。これまでも小規模で農業をされた方だと思います。

議長（杉村会長）

よろしいですか。

これで質疑を終了いたします。

議案第41号につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第54号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。報告第54号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

説明が終わりました。以上で報告第54号を終わります。

続きまして、報告第55号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。報告第55号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

説明が終わりました。以上で報告第55号を終わります。

続きまして、報告第56号につきまして、事務局よりの報告事項の説明を

お願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。報告第56号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は10件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第56号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で報告第56号を終わります。

続きまして、報告第57号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第57号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業用道路等に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第57号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第57号を終わります。

続きまして、報告第58号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。報告第58号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第58号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第58号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成29年第13回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午後4時10分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成29年12月8日

周南市農業委員会

会 長 杉 村 龍 男

委 員 佐 伯 伴 章

委 員 竹 安 昌 巳